令和 8 年 11 月 10 日

元従業員の皆様、およびご家族の皆様へ

大平洋金属株式会社

過去の石綿（アスベスト）取扱作業に関する健康相談窓口の開設、および救済制度のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

石綿（アスベスト）による健康障害等に対する国の補償制度等については、国からの周知や報道などで、すでにご存じの方もいらっしゃると思います。

このたび、当社八戸製造所（八戸工場）の作業現場で、過去に石綿を含む資材を取り扱う業務に従事されていた退職者の皆様と、そのご家族やご遺族の皆様へ、健康管理と公的救済制度に関する大切なお知らせをいたします。

当社では過去に石綿（アスベスト）を含有する耐火被覆材、保温材、断熱材、シール材、摩擦材等を使用しておりました。

石綿に関連する疾患（中皮腫、肺がんなど）は、石綿を吸い込んでから **30 年から 40 年という極めて長い潜伏期間**を経て発症することが特徴です。遺憾ながら当社退職者の方の中にも肺がんの石綿健康被害に遭われた方がおられます。

現在は健康に問題がない方であっても、将来にわたり安心してお過ごしいただくため、また現在療養中の方や既にお亡くなりになられた方のご遺族への支援のため、本窓口を設けました。

1. 対象となる可能性のある主な作業

当社、八戸製造所（八戸工場）において、過去に以下の作業に直接従事されていた方、または周辺で作業を行っていた方が対象となります。

- **キルン・電気炉・転炉・AOD・CC等の設備の石綿を含有する保温材、断熱材、耐火物の取り付け・取り外し作業**
- **石綿を含有するシール材（ガスケット、パッキン）、摩擦材（クレーンのブレーキライニング等）の交換・加工作業**
- **過去の操業時における石綿製保護具（耐熱手袋、耐熱服、前掛けなど）の使用・管理**
- **その他、上記作業が行われていた屋内作業場での諸作業**

※「自分も対象になるか分からない」という場合でも、在籍時の所属や時期をお調べいたしますので、お気軽に下記窓口までご相談ください。

2. ご利用いただける公的救済制度

石綿による健康被害を受けられた方（またはご遺族）には、法律に基づき、以下のような公的補償・救済制度が用意されています。

- **労災保険給付**
 業務が原因で石綿関連疾患を発症し、療養中の方または亡くなられた労働者（退職者含む）の遺族が対象となります。
- **石綿健康管理手帳の交付**
 過去に一定基準以上の石綿取扱業務に従事し、要件を満たしている場合、国から手帳が交付され、**指定の健康診断を無料で定期的（年 2 回）に受診**することができます。
- **特別遺族給付金**
 労災保険の請求権（時効）が消滅してしまったご遺族に対して、一時金等が支給される制度です。

3. 当社のお問い合わせ・ご相談窓口

過去の勤務履歴の確認、健康に関するご不安、救済制度の手続きに必要な証明書の発行など、どのようなことでも結構です。担当者が個別に対応させていただきます。

- **担当部署**：大平洋金属株式会社　安全衛生管理部
- **電話番号**：0178-47-7180
- **受付時間**：平日（祝日・当社指定休日を除く）
 9:00～12：00、13:00～16：00
- **メールアドレス**：anzen@pacific-metals.co.jp

※ご相談内容や個人情報に関する秘密は厳守いたします。
※すでに退職から長い年月が経過している場合でも、可能な限り当時の記録をお調べいたします。

4. 関連リンク（外部サイト）

制度の詳細や請求手続き、具体的な認定基準については、以下の専門機関のウェブサイトおよびリーフレットもあわせてご確認ください。

- 厚生労働省：石綿にばく露する業務に従事していた労働者の方へ
- 厚生労働省：石綿による疾病の認定基準
- 厚生労働省：石綿健康被害救済制度、労災補償制度のご案内（その病気、その症状は石綿が原因かもしれません）
- 独立行政法人環境再生保全機構：アスベスト（石綿）健康被害の救済
- 厚生労働省：石綿管理手帳の交付対象業務の拡大について
